

第 82 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和5年10月17日（火）10時00分から11時45分まで
場所	広島県庁北館5階 収用委員会室
出席委員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議題	<p>(1) 委員長の選任について</p> <p>(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(3) 抽出事案について</p> <p>①山県郡北広島町志路原ほか道路標示工事 【警察本部施設課】</p> <p>②福山市伊勢丘3丁目ほか道路標示工事 【警察本部施設課】</p> <p>③広島市中区基町ほか道路標示工事 【警察本部施設課】</p> <p>④呉市広中新開3丁目ほか道路標示工事 【警察本部施設課】</p>
審議対象期間	令和5年4月1日から令和5年6月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	継続審議
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題（2） 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	87件
指名競争入札	56件
随意契約	12件
合計	155件

- 指名除外措置を行った件数は6件
 ○ 低入札価格調査、入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号である緊急の必要により競争入札に付することができないときを理由としている場合は、時間の余裕がないのはなぜ時間の余裕がないか、だから緊急だということが分かるように明記するようにしたほうが良い。
- 緊急の理由を明記するよう発注機関を指導してまいりたい。

【建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

意見・質問

回答

○ 落札した者が調査基準価格に近い金額で応札し、それ以外の者はそれよりも高い金額で応札しているように見受けられるが、競争性が働いていないのではないか。

○ 不自然な入札結果があった場合、何か調査等
は行わないのか。

応札する者の応札意欲を失わせることがなく、公正性の重要性が伝わる対策が必要である。

○ 指名業者が固定化し、応札意欲の乏しい者が入札に参加した結果、真に競争性が働いていない状況が生じている可能性は考えられるため、指名選定の見直し等の運用改善を図ってまいりたい。

○ 現状では定めていないが、今後に向けて幅広く検討してまいりたい。

【警察本部施設課長／建設産業課長】